

平成 23・24 年度
高崎市公民館運営審議会答申

平成 25 年 3 月 6 日
高崎市公民館運営審議会

目次

答申にあたって一館長会・主事・運営推進委員会各位へのお願い

1 答申の経緯	1
2 公民館の原点の再確認を —基準見直しで明確になった地域力育成拠点としての位置づけ	1
3 主事研修会への評価と期待	2
4 答申をどう生かすか—地域解決課題と市・教委への要望とを分けて	3

答申本文

I 主として事業について

1 特に、あるいは、新たに留意してほしい点 (1) 『新・高崎市生涯学習推進計画』などを道標（みちしるべ）に (2) 地域力の観点からの地域課題・地域人材・地域素材発掘に重点を (3) 地域の人々の居場所としての公民館の位置づけを鮮明に	4
2 実践事例として、特に新たに注目してほしい点 (1) 意外と実現されていない、原点である学校との連携を進めるには (2) 地域の集いの場としての再確認 —公民館運営推進委員会・地域づくり活動協議会の意義 (3) 食育の場としての公民館の活動を充実したものにするには (4) 新たな視点・放課後児童(学童)クラブとの関係をどう築くか (5) 図書の相互利用、図書館との連携を積極的に (6) 伝統芸能等の地域文化を守る拠点としての公民館	6

3 地域の発信拠点としての公民館の見直し—公民館だよりをどう活用するか	1 1
(1) 読んでもらえる公民館だよりには	
(2) 必要な人に公民館だよりを届けるために	
4 公民館を地域の防災・防犯の拠点に	1 2
(1) 施設としての位置づけ	
(2) 日常的な防災・防犯活動の場としての公民館	
(3) 景観マップづくりなどの楽しみも加えて	
II 主として体制について	
1 公民館利用原則の確認	1 4
2 地区公民館の将来像に関して、一つの問題提起	1 5
(1) 他市と比較した高崎市公民館の状況	
(2) 金沢市を参考とした公民館地区管理の可能性	
3 施設整備課題 1 小学校区 1 公民館の原点に立ち戻ろう	1 7
(1) 1 小学校区 1 公民館は、難しい課題か 迅速な整備のための方法論	
(2) 中央公民館の役割と整備の方向性	
【資料】	
・ 諮問文	1 9
・ 審議会実施報告	2 0
・ 専門委員会実施報告等	2 1
・ 委員名簿	2 2

平成 23・24 年度答申

答申にあたって一館長会・主事・運営推進委員会各位へのお願い

1 答申の経緯

本審議会は、平成 24 年 3 月、高崎市公民館連絡協議会（以下館長会と略）より「高崎市生涯学習推進計画を踏まえ、地域の拠点施設として、心豊かな活力ある地域づくり・人づくりを進め、地域力を高めることができる公民館のあり方について」の諮問を受けました。

諮問事由につき、新設された下里見公民館の実地調査や各種の公民館研究集会への参加なども含めて、委員間で活発に意見交換を行い、専門委員会を設けて答申原案を自ら執筆し、全員の審議に託すという方法により、ここに答申をとりまとめました。

2 公民館の原点の再確認を

—基準見直しで明確になった地域力育成拠点としての位置づけ

振り返ってみれば、公民館は、戦後改革の原点として出発しました。日本国憲法・教育基本法に続いて公布・施行された社会教育法の柱は公民館の設置でした。図書館には図書館法、博物館・美術館等には博物館法が根拠法としてあるように、公民館は社会教育法そのものを設置の根拠とする施設です。

社会教育・公民館という言葉自体が戦後改革の中で生まれた言葉であり（戦前、社会教化という言葉はありましたが、社会教育という言葉はありませんでした）、公民館は市町村その他一定区域の住民のための設置（社会教育法第 20 条）と位置づけられてきました。国立・県立の図書館や博物館はあっても国立・県立の公民館はありません。まさに地域の拠点、地域力の源泉であります。

さらに社会教育法は、講座・学習会等の開設と並んで、各種の団体・機関等の連絡を図ること、その施設を住民の集会その他の公共的利用に供することを公民館の重要な事業と位置づけています（第 22 条）。

この原点をいっそう明確にしたのが、平成 15 年（2003）の「公民館の設置及び運営に関する基準」の抜本的改正です。「地域の学習拠点としての機能の発揮」（第 3 条）「地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮」（第 4 条）「学校、家庭及び地域社会との連携等」（第 6 条）「地域の実情を踏まえた運営」（第 7 条）と、「地域」の焦点化が明白です。

「設置及び運営に関する基準」などと言うと、面積・設備・利用基準などに重点があると思いがちですが（確かに改正以前はそうした傾向がありました）、そうではなく、いかに地域の拠点として、地域住民の立場で活用するかが大切になっています。「教育」も狭く捉える必要はありません。地域の課題と解決策を「学び」を通して住民が明らかにしていくこと、そのために必要な力を内外から得ていくことが「社会教育」に言う「教育」です。

ですからユネスコは日本の社会教育を「adult education and social work（成人教育並びに社会活動）」と訳し、単なる成人教育ではない社会活動・地域還元が重要な要素となっている教育活動と評価し、これを「寺子屋（TERAKOYA）」と称して世界各地に普及させているほどです。その原点に立ち戻り一層大胆な連携・活用を進められることを期待します。

3 主事研修会への評価と期待

平成 24 年度より始まった主事研修会は、現場の主事のみなさまが自主的にテーマ設定と研究活動を行うというあり方において、画期的なものだったと言えます。またこれは、各ブロックでの意見交換・交流の機会を作り、ブロック単位での地域のまとまりを強めるという点でも、意義あることと考えられます。

平成 24 年度の各ブロックの研修テーマは、以下のとおりでした。

第 1 ブロック 公民館にできる防災

第 2 ブロック 地域とともに歩む公民館活動を展開するための方策について—他の機関（県立高崎工業高校）との連携を探る

第 3 ブロック 地域伝統文化の継承と歴史を生かしたまちづくり

第 4 ブロック 講座・教室の成功例から学ぶ、魅力ある公民館事業の実践について

第 5 ブロック 地域における教育機関、専門機関等との連携について

第 6 ブロック 地域力を育む生涯学習推進員との関わり合いについて

第 7 ブロック 地域の文化を継承し、地域の繋がり・地域の活性化を図るため、地域住民自らが活動する場の創造の仕掛けづくりの方策について

防災や過去の成功事業、生涯学習推進員のあり方についての研究など公民館の基盤といえる問題がテーマにされているだけでなく、他機関との連携、地域文化の継承といったテーマに複数のブロックが注目している点が印象に残ります。本研修についての中間報告によれば、いくつかのブロックでは研修の過程で、さまざまな試行錯誤や停滞があったようです。しかし、そうした困難の経験も、後に教訓として活かされるのであれば意義あることと思われまます。ぜひこの事業を継続させ、公民館の可能性を開拓されることを期待します。

4 答申をどう生かすか―地域解決課題と市・教委への要望とを分けて

このように、私どもも拝聴させていただいた公民館研究集会や主事研修会の内容は深く、価値高いものでありますし、各館が自己評価を進められ審議会を第三者評価の場と位置づけられたことには厚く敬意を表するものであります。従前の答申も含めて、館長会・主事研修会等で再度確認・議論され、改善実施が必要と思われる内容について、教育委員会及び各地区公民館運営推進委員会に諮られることを強く希望いたします。可能であれば、各地区公民館運営推進委員会での議論深化を期待します。

諮問・答申を、館長会と審議会とのキャッチボールに止めず、事業・組織の改善に結実させ、地域力そのものとするのが真に必要なと思われるからです。

なお、諮問・答申の内容においては、各館と各地域で解決できることと、教育委員会・高崎市の施策として計画的に実施しなければならないものがあります。遠慮されず、声を大にして議会・教育委員会・市当局に必要な施策を要望されることを期待します。

地域力の強靱化こそ、いま高崎にとって最も大切なものの一つです。

以下、その視点に立って、具体的な提言を答申いたします。

答申本文

I 主として事業について

1 特に、あるいは、新たに留意してほしい点

(1) 『新・高崎市生涯学習推進計画』などを道標（みちしるべ）に

公民館の原点を再確認されるとともに、「地域力を育む生涯学習社会の創造」を基本理念とした『新・高崎市生涯学習推進計画』（平成20～29年度）、『私たちが創る「地域力を育む生涯学習社会」活動の手引き』、『公民館利用ガイドライン』などを再度熟読され、以下の答申を活かす道標（みちしるべ）としてください。

(2) 地域力の観点からの地域課題・地域人材・地域素材発掘に重点を

地域の自然や文化といった特色を生かし、地域の魅力を再発見するためにも、榛名公民館の「榛名山麓塾」の取組に見られるように、区長さんの協力を得て、地域の現状把握や情報収集を地域住民に対するアンケート調査により行い、また地域の中にいる各分野で秀でた知識や技術を持つ達人を講師として迎えるなど、調査の結果を事業の中にしっかりと反映させている実践は人材・素材発掘の点からも他の模範となる事例と見られます。

地域住民の声に耳を傾け、地域課題や要望を明確にし、課題解決に向けた住民のニーズにかなう事業展開が期待されます。そのためにも利用者だけでなく幅広い世代の近隣住民や学校、地域で活動している各団体との懇談会は有効であり、講座等の企画立案の段階での住民参加も望まれます。

人と繋がることで、潜在的な人材・素材の発掘のきっかけにもなるでしょう。

(3) 地域の人々の居場所としての公民館の位置づけを鮮明に

繰り返しますが、公民館は戦後改革の原点として出発しました。日本国憲法・教育基本法に続いて公布・施行された社会教育法の柱は公民館の設置でした。公民館は社会教育法そのものを設置の根拠とする施設です。社会教育・公民館という言葉自体が戦後改革の中で生まれた言葉であり、公民館は市町村その他一定区域の住民のための設置と位置づけられてきました、まさに地域の拠点、地域力の源と言える施設です。

そこで、地域の子どもからお年寄りまでが気軽に利用できる、地域の人々の居場所として地区公民館を運営するためには、次の点を意識することが有効と考えられます。

- ① 地域の団体やNPO等と連携し、地域力を高めるための人材の発掘と育成を図る。
- ② 公民館は、お年寄り・子どもたち・外国人、誰もが利用できる施設であることを再認識し、設備や表示（サイン）等に、いっそうきめ細かな配慮を図る。
- ③ 十分な配慮をしたうえで、必要に応じて地域住民の飲食の場として活用できることを意識すること（飲酒・喫煙は厳禁ですが、食事やお茶を共にすることまで禁止されているわけではありません）。
- ④ 東日本大震災で公民館がいかに重要な場所であったかが再認識されたことを受け、地区公民館自身の防災対策を高めるとともに、防災・減災拠点施設としての再構築を推進する。
- ⑤ 公民館だよりについて、事業などは地域の人々が目をひくような内容にし、終了した事業については、その結果報告なども取り入れる。

学ぶ場だけでなく、子どもからお年寄りまでが集える場所としての公民館においては、コーディネータとしての主事の役割が重要になってきます。従来型の講座・教室は無論、地域力を高める内容の事業においも、館長と主事は常に相談・協議しながら計画、実施、点検、見直しをされることが大切です。

そのために必要な研修体制や館長・職員の職務環境の改善・向上を進められることを期待します。

その点で、今年度より導入された再任用職員の主事配置は、社会教育・公民館活動についての深い経験や知識を有する再任用職員であれば効果が期待されますが、経験・知識のない再任用職員を経費等の観点からだけいたずらに増やすことは、望ましいことではないと言わざるをえません。

2 実践事例として、特に新たに注目してほしい点

(1) 意外と実現されていない、原点である学校との連携を進めるには

高崎市公民館のモットーは「1小学校区1公民館」で、徐々に形は整いつつありますが、残念ながら、連携・協力の一番の基礎である小学校との連携・協力は意外と進んでいないと言わざるをえません。

そこで、当審議会は、高崎市PTA連合会や社会教育課の協力を得て、高崎市内全小学校・養護学校59校に対し、学校と地域（公民館）の連携についてのアンケート調査を実施しました。参考となる実践事例を拾い上げるためです。39校から回答を得ることができました。その中で、他の地域の参考となる特色ある連携活動を紹介します。

- ・学校の長期休み等に「読み聞かせの場」を公民館に移して、公民館を全体として読み聞かせの場とし、学校と公民館の連携が行われている事例が多数見られました。
- ・地域のお年寄りにその地域の昔話をしていただいたり、お手玉、けん玉等などの昔懐かしい遊びを一緒に楽しんだりといった交流の場に公民館がなっている例も多数でした。
- ・夏休みなどを利用して、公民館が寺子屋に早変わりし、子どもたちの夏休みの宿題等を地域の大人がみているという事例も増えてきています。
- ・子どもたちが幅広くさまざまな体験を行う場としての連携例がありました。例として、映画会、親子料理教室、文化祭、演奏会、町探検などが挙げられます。

学校や子どもたちが公民館や地域の方々との連携協力を図ることによって、子どもたちが自分の住んでいる町の歴史を知り、学習することで、一地域住民としての意識も高まり、地域課題に向けての取り組みにも積極的に関わってもらえると感じられます。

加えて、特に強調したいことがあります。学校との連携と言うと、児童・生徒を公民館活動に招くことに重点が置かれがちですが、児童・生徒の活動を継続的に公民館で地域に紹介することもとても大切なことです。現に乗附公民館では、長年にわたって乗附小学校児童の作品を展示・紹介してきていますし、新町公民館では、公民館運営推進委員会その他部会が、JR線と国道17号線で分断されている新町第二小学校の児童が新町公民館を活用できているかを調査し、新町地区における公民館と小学校との関係を洗い出し、あるべき公民館の姿を具体的に検討されています。

繰り返しますが、こうした事例を参考として、ぜひ各館で実践してみてください。

(2) 地域の集いの場としての再確認

－公民館運営推進委員会・地域づくり活動協議会の意義

高崎市公民館規則第 13 条は、各地区公民館事業の推進並びに運営の円滑化を図るため、公民館運営推進委員会（以下運営推進委員会と略）を置くことと定め、運営推進委員会に関して必要な事項が公民館運営推進委員会要綱準則に定められています。

要綱準則で特に重要な条目は、当然のことながら第 1 条で、運営推進委員会は、館長の求めに応じて、公民館における事業の企画実施につき調査審議するとともに公民館運営に協力するものとすると書かれています。その他、委員の推薦方法や定数、任期、委員長・副委員長の選出に加えて、必要により、以下の部会を置くことができると書かれていることに改めて注目いただきたいと思います。

- ①学級・講座部会
- ②地域おこし部会
- ③図書活動部会
- ④体育・スポーツ部会
- ⑤その他必要な部会

公民館を地域の人々が集える場所として強化していくためには、ぜひ、要綱記載の部会活動を十分に活用され、運営推進委員会との協力体制をいっそう強いものにしていかれることを期待します。

他方、平成 23 年度より小学校ごとに各地区公民館を拠点にして地域づくり活動協議会が発足しました。地域づくり活動協議会は地区で運営委員会を作り運営していく活動ですが、地区公民館が拠点となっています。

運営委員は各町内の区長、体育スポーツ委員、生涯学習推進員、子ども会育成会、長寿会連合会、民生児童委員などの団体から推薦された方からなっており、その委員の下に、体育・スポーツ振興部会と芸術文化振興部会の 2 つの部会からなっています。各部会は地域の人たちを対象に年間事業計画をたて、公民館を拠点として活動しています。事業によっては隣の地区と協力し、町民運動会や芸能発表会を実施している地域もあります。

ところが、この事業は公民館事業ではないということで、主事の積極的な関与が得られにくいという声も耳にします。しかし、公民館が集いの場、地域力を育む場として機能していくためには、地域づくり活動協議会事業にも主事は積極的に関与し、地域の人たちとの繋がりを深めていくことが大切と考えられます。それは、冒頭申し上げた公民館の本来の目的に合致するものだからです。

(3) 食育の場としての公民館の活動を充実したものにするには

時代が変わり食に関する理解も変わってきましたが、地域・家庭における食文化の継承、安心・安全な食の推進には公民館活動は欠かせないものとなっています。特に高崎は1小学校区1公民館、自校給食といった全国的にも整った環境があります。公民館と学校給食の協力体制を整備することでより一層食育が進みますが、とくに次の点を工夫してください。

まず前提として、高崎市の公民館はほぼすべての館が実習室を設置してあり、ほとんどの場所で食育活動が行われています。特に食生活改善推進員は活発的に動いておられます。また、社会教育講師も公民館での食育活動を行っているので多種多様な調理やメニュー、郷土料理等が継承される場となっています。その点は高く評価されます。

しかし、実際の公民館実施事業を見ると、毎年類似したような内容になっていることも多く、備品に関しても一度揃えられると、そのままになっているケースが見られます。時代や地域の要望に応えられる施設・備品になっているかの点検が必要です。実際、岩鼻公民館で棚卸をして必要な備品一覧を出した経緯がありますので他館の参考となります。

時代に対応した備品を早急に整備することは難しいと考えられますので、ブロック体制という特性を生かして、ブロック内での貸し借りをを行う、中央公民館に新規備品を整備し各館へ貸し出しできる体制を整えるなども検討してください。

そして、備品整備に伴い利用のない備品に関しては整理するなど、実習室のスペースを有効活用できるように考えることが望まれます。その際、とくに、黒板をホワイトボードに変更するなど、衛生面に考慮するような対策が必要です。

衛生面については、万が一にでも食中毒などが起こらないようにと、食材管理には十分な配慮をされている様子が伺えますが、昼食に合わせての実習が多いため9時～10時の開催時刻となる場合が多く、事前に食材の搬入ができず準備がとても忙しく苦勞しているという話が聞こえてきます。前日からの冷蔵庫利用や、地域商店との協力体制を整え開催時刻前に食材を整えられる環境整備も必要です。社会教育委員の講習では、近くのJAショップが時間に合わせて食材を届けてくれたという事例があります。参考にしてください。

また、家庭で親から子へと受け継がれる食の文化という点では、大人の食事から取り分けて作れる離乳食づくりやアレルギーに対応した食事等、開催する時間帯や託児の有無なども考慮した、幼い子どもを持つ親が参加しやすい環境づくりをいっそう工夫してください。

参考資料：平成22年度高崎市社会教育委員会議答申

「公民館活動における食育の具体的方策について」

(4) 新たな視点・放課後児童(学童)クラブとの関係をどう築くか

子どもたちにとって放課後児童(学童)クラブは、放課後と学校休業日の生活の場であり、遊びやその他の活動を通して主体的に豊かな日常生活を送れることが保障されなければなりません。

子どもたちの生活と遊びの場を広げるためにも施設内にとどまるのではなく、地域社会全体との結びつきが大切であり、その意味でも校区内の公民館との連携は大変重要と考えられます。公民館職員と放課後児童(学童)クラブ指導員が日常的な交流や情報交換を行うとともに、公民館には引き続き小学生を対象とした地域の文化や歴史の伝承、体験学習、異世代交流の機会等を提供することが望まれます。

通常は公民館で読み聞かせをされている方が放課後児童(学童)クラブの施設に行って活動されている事例なども増えていますが、特に夏休みなどの企画は、申し込みや参加がしやすいこと、核家族で育つ子どもたちにとって地域のお年寄りとの交流の場となることなどを大切な要素として、公民館に子どもたちを迎えるということを積極的に進めてください。

地域の絆を再形成していくためにも公民館と放課後児童(学童)クラブとの関係は大きな可能性を持っていることを認識した上で、さらなる連携を期待したいものです。

そのためには、地域力の向上全般にも言えることですが、子どもたちを支える人材の発掘に今まで以上の注意を向けてください。

(5) 図書の相互利用、図書館との連携を積極的に

食育の項でも触れましたが、ブロック体制を活かした備品等の貸し借りは、公民館図書室の運営にも活かせる視点です。すでに行われている公民館も多いことと思いますが、限られた予算・限られた図書室スペースの中で、地域の方や子どもたちの要望になかなか応えきれず、苦慮されていることと思います。各公民館図書室にある蔵書目録を共有し、相互貸出ができるような仕組みを検討されることを期待します。

また、前回の答申でも申し上げましたが、中央図書館をはじめとする市立図書館との連携、さらには国立国会図書館を通じた国内全図書館との連携を具現化できるような仕組みについても、図書館と意見交換を始めてみてください。

(6) 伝統芸能等の地域文化を守る拠点としての公民館

伝統芸能と言うと、特別な団体や特定の保存会の人たちだけが関わっているのではないかと思われがちです。しかし、地域の文化を守るには、より多くの人々の自覚を促す必要があります。そのためには、伝統芸能と接する機会をより多く日常的に作る事が大切です。

調査させていただいた範囲では、京ヶ島・中川・上郊・六郷・上室田の八木節、六郷・中川の獅子舞、京ヶ島の太鼓などで、極めて順調に事業が進んでいると見られました。

しかし、公民館主事研修(第3ブロック)で行ったアンケート調査結果によれば、後継者の問題がどの保存会にも共通して見られました。そこで、中川公民館では、保存会・放課後児童(学童)クラブ・小学校と連携し、「小八木町獅子舞体験教室(6回連続講座)」に取り組みはじめました。地元の子どもたちへ参加を促したところ、毎回50人超という多くの参加者を得ました。公民館が、地域の関係機関や団体の繋ぎ役となって、体験教室を展開していくことによって、地域の宝である伝統芸能の継承に結びついた事例と言えます。

また、視点を広げて検討してみることも有益と見られます。例えば、小・中学生の参加が難しいのならば、高崎経済大学などの学生ボランティアやサークルに参加してもらいながら、地域の小・中学生を引き込む方法もあると思われれます。大学生の起用としては、伝統芸能ではありませんが、東公民館において、夏まつりやクリスマス会に高崎経済大学の学生たちが参加して事業を行っている事例がありましたので、伝統芸能への参加も可能と見られます。

町内公民館、地区公民館が保存会と問題を共有し、話し合いの場となることは、大きな役割です。貴重な日本文化を絶やさないうためにも、踏ん張り所です。



中川小学校での獅子舞の演舞

3 地域の発信拠点としての公民館の見直し—公民館だよりをどう活用するか

(1) 読んでもらえる公民館だよりには

高崎市の公民館では、月に2回「公民館だより」が発行されています。広報に関して各公民館でこれだけの努力が払われているだけでも、十分に貴重なことと思われま

す。各公民館の「公民館だより」に目を通してみると、事業案内、および公民館図書室の案内という各館に共通する一般的な情報提供に加えて、さらなる内容を付け加えて提供している公民館がいくつかあります。たとえば佐野公民館では地域安全情報を提供していますし、鼻高公民館・国府公民館では地域の歴史や伝統行事の紹介を行っています。また滝川公民館では注目すべき町民の方が紹介されていたり、岩鼻公民館では実施した事業の報告記事が掲載されたりしていました。もちろん以上の事例以外にも内容面で工夫をしている公民館は他にもありましたが、ともあれこれらの事例の紹介が、さらなる「公民館だより」の充実につながれば幸いです。

こうした努力以外に、レイアウトの工夫等で人々の関心を引きつける努力も考えられます。この点で注目すべき工夫を行っているのが、金古公民館です。同公民館は、A3判の紙を片袖折り（三つ折りの一種）にすることで、「公民館だより」の“閉じた状態”と“開いた状態”とにユーモアあふれるつながりが生まれるような工夫を、毎回行っています。

金古公民館の試みは現に地域の人々の関心を集め、今回はどんな工夫があるかという期待感を高めています。その活動は評価されて第4回全国公民館報コンクールで特別賞に選ばれ全国表彰されることになりました。（「月刊公民館」平成25年3月号に掲載予定）

こうしたユーモアのある工夫を、他の公民館でも検討してみてもいいのではないでしょうか。



金古公民館だより

(2) 必要な人に公民館だよりを届けるために

地域についての概念も流動的に少し広げて捉え、必要な情報が必要な人に届くための工夫も求められます。具体的には、次のような方法が考えられます。

例えば、企画の参加対象が乳幼児や親子を対象としたものならば、市の広報や公民館だよりの地域内回覧に加えて、近隣の児童館・図書館・保育園(所)・幼稚園・小児科医院等にチラシの配布や掲示を依頼するというように、対象となる人が集う場所、目につきやすい場所を意識して広報を行っていくことが効果をもたらすと見られます。

企画の内容や目的によって、地域への情報発信の方法も柔軟であると、より充実した成果が期待できるのではないのでしょうか。

4 公民館を地域の防災・防犯の拠点に

(1) 施設としての位置づけ

公民館は地域住民にとって目印の一つになっています。また、公民館は色々な世代が集まる場所です。防犯の面でも、防犯パトロールの集合場所となっている例が多いと思います。

ですから、公民館自体が主たる避難所になっている地域は少ないと思いますが、災害が起こったときの集合場所になりやすい場所です。現に、地域住民にとっては避難場所と考えている人も少なくはありません。「避難場所」「防災拠点」と意識しておくことが大切です。「市の防災マップでは避難所ではない」では済まされないと思います。

そのため、多少の備蓄品や防寒用具等を準備しておくことが必要となってきます。

地域住民全部に必要なわけではありませんが、公的な支援が入るまで3日かかると言われています。また、物資の配布場所になる可能性も高いと言えます。この辺を考え、緊急時対策を整えるべきでしょう。公民館だけで対処できないなら地区消防団等との連携を図るなどの対策をとってください。これが生きた連携です。それでも足りなければ、遠慮せず、教育委員会・市長部局・議会等に耐震診断と補強を強く申し入れてください。市民の命がかかっています。当然のことながら、耐震性はしっかりと確保されていなければなりません。耐震診断と補強をしっかりと進めてください。

（２）日常的な防災・防犯活動の場としての公民館

防災は地域により違った面があります。3.11 では津波被害が問題となりましたが、高崎でも烏川や長野堰などの氾濫、造成された団地での土砂災害など、地域により危険な場所が増加しています。自然災害に関しては地域社会全体で災害に立ち向かう必要があります。そのためには地域の防災上の課題を知ることが大切になります。

高崎市には1小学校区に1つの公民館があり地域ごとに分け防災課題を抽出することができます。この利点を生かし、地域で防災に立ち向かう体制が整えられることが期待されます。防災マップ作成や避難所 HUG（避難所運営ゲーム）などを各公民館つまり小学校区を単位に行うことで、防災意識が高まり、現実的な効果も期待されます。現に今年度は、8月に中央公民館で避難所 HUG 体験の講座、10月に北公民館、1月に城南公民館で地域防災マップづくりの講座が開催されました。下里見公民館では防災訓練や自主防災組織設立の支援を行っていることが報告されています。

しかし、各学校区で、地震や災害に対しての防災訓練や不審者対応の防犯訓練をしている中で、青少推、青少協、区長会、防犯協会、民生委員等の地域関係団体との協力による防災・防犯活動はありましたが、残念ながら公民館が直接関わっての取組はまだ少ないと言わざるをえません。

1小学校区1公民館という体制は、防災に対して地域で立ち向かえる体制づくりができる環境であることを意識し、防災マップ、避難所 HUG、炊き出し等、日頃から防災に関する知識や情報を発信してください。

（３）景観マップづくりなどの楽しみも加えて

防災・防犯マップづくりと合わせて、地域の景観マップづくりなどを行うことも、地域住民の参加を促すことになります。そして実は、地域住民主体の防災・防犯体制が素晴らしい所こそ、地域景観が美しい所でもあるはずです。マップづくりから日々の実践へと繋がる三者を一体にした取組は、地区公民館らしい取組ではないでしょうか。

公民館を学校と並ぶ地域の防災・防犯・景観づくりの拠点としていけるよう、各地で検討されることを期待します。

Ⅱ 主として体制について

1 公民館利用原則の確認

先に申し上げた原点に立ち戻ったとき、地域にとっての公民館の役割は自ずと明らかになると思います。「学び」を通して地域課題を発見し解決策を模索し、地域住民として実践していく場が公民館の第一義的役割です。館長・主事の皆さまは、生涯学習推進員の方々や地域の公民館運営推進委員の皆さま、地域づくり活動協議会の皆さま、あるいは教育委員会や市長部局の多様な人材と連携し、知恵や力や、場合によれば権限や財源を活用するために話し合い、行動を起こす場として公民館を位置づけ、地域の方々に広報してください。

そうなると、公民館を利用する機会がさらに増えてくるかもしれません。それは望ましいことでは、現状では、公民館の収容能力を超えている例が少なくありません。とくに、自主的グループの自己実現能力向上のための学習会や実技講習の場に多くが割かれているため、地域課題解決のための新たな学習や集会の機会を確保することが難しくなっているとも聞きます。

そうした時にこそ、平成 20 年 10 月に作成された「公民館利用ガイドライン」を基本に、地域の公民館運営推進委員会で協議し、他館の例を学んで、それぞれの地域の利用ルールをつくっていくことが期待されます。現に平成 21 年度には北公民館と城址公民館で、平成 22 年度には北部公民館で地域独自の利用ルールが作られています。

また、「もっぱら営利」ということですが、これは参加費を取ってはいけないとか、企業主催事業はいけないとか、販売はいけないとかということではありません。地区公民館の利用料が無料であることから、そこをカルチャースクールとして特定の講師や集団が占有することを禁止する項目であると理解してください。むしろ地域力の強靱化のためには、地域の企業や業界団体等との繋がりを強めていくことが求められます。医療・福祉分野との連携も、今まで以上に重視してください。

さらに、少子高齢化等の地域課題の解決のためには、地区を超えて活動している団体とも連携を強めてください。全市的あるいは全県的活動団体だから、NPOや公益団体だから、それは中央公民館や市民活動センターでという考えにならないよう、ご配慮ください。なお、判断が難しい場合は、中央公民館や地域行政課とご相談ください。地域の公民館運営推進委員会で協議することも地域力の強靱化に繋がります。

飲食も何でも禁止ではありません。地域力を育む事業かどうか、きちんと後片付けができるのか、ごみは残さないか、交通安全・法律遵守が確実に担保されているかが判断基準です。

2 地区公民館の将来像に関して、一つの問題提起

(1) 他市と比較した高崎市公民館の状況

改めて言うまでもなく、1小学校区1公民館体制を基準に高い利活用が維持されてきました。社会教育主事有資格者比率も確実に上がってきています。評価できる点と見られます。

しかし、利用者率はやや気がかりです。年々下がり気味だからです。小学校区に公民館が設置されていない地域が15地区あり、市民の利用要望が施設の許容量を超えている可能性が大です。施設利用の新たなルール作りと施設の迅速な整備拡大が求められています。

そこから進んで、地域による公民館の管理・運営という課題も確かに浮上しています。

(2) 金沢市を参考とした公民館地区管理の可能性

地域による公民館の管理・運営の参考となるのは金沢市における地区公民館における指定管理者制度導入事例です。

金沢市では、各地区における公民館振興協力会を指定管理者とした地区管理を実施しています。本市における地域づくり活動協議会は類似の組織であり、地域づくり活動協議会と公民館運営推進委員会とを結び付けていけば、金沢方式を本市でも継承、さらに発展させることが可能と見られます。

金沢市の地区公民館における指定管理者制度（浅野秀重「指定管理者制度の導入と公民館」）

1 金沢市における地区公民館の運営等の特徴（＝金沢方式）

〈地域主導、ボランティア精神、地元負担〉

- ① 地区公民館を各小学校区ごとに設置し建物の維持管理、役職員の選任などを地域に委託
- ② 館長は、運営審議会で推薦され、館長が地域から主事、事務員を採用、さらに必要に応じて館の総務・文化・体育・広報等の専門部等の組織の役職者等を選任
- ③ 有給の主事や事務員を除き、館長及び役職員は、ボランティアによる活動
- ④ 市内の各町内に男女各1人の公民館委員を置き館活動の住民への浸透を図る
- ⑤ 各地区の運営費は、1978年以降、金沢市が3/4、地元が1/4の割合で負担
- ⑥ 施設整備や備品購入等に要する経費も費目に応じて金沢市が3/4～2/3、地元が1/4～1/3負担
- ⑦ 公民館の建設に際しては、建設費の1/4を地元が負担

2 「公の施設」の管理代行に対する金沢市の基本的な考え方

地区公民館は、「指定管理者として認められる者を、公募せずに選定する施設」

3 金沢市における地区公民館への指定管理者制度導入の経緯

2004年9月 金沢市公民館設置条例及び金沢市公民館規則を改正し、公民館の管理を指定管理者に行わせることとした。

2004年12月 教育委員会において、地区公民館の指定管理者を各公民館振興協力会とすることを決定

2005年4月 決定通知を送付するとともに、協定書を締結

4 金沢市地区公民館指定管理者の業務

(1) 管理に関する基本的な考え方

- ①社会教育法 20 条の理念に基づいての管理運営
- ②町会その他の地域団体における住民の活動と連携
- ③地域住民の意見を管理運営に反映
- ④個人情報の保護
- ⑤効率的な運営
- ⑥管理運営費の削減

(2) 「ヒト」の配置の重視

- ①館長 1 名を置く
- ②主事 1 名を置き、事務員その他必要な職員を置くことができる
- ③職員の勤務形態は、労働基準法を遵守し、地区公民館の運営に支障がないよう定めること
- ④職員に対して、地区公民館の運営管理に必要な研修を実施する

(3) 運営審議会と振興協力会の会議

- ① 地区公民館に運営審議会を設置
- ② 運営審議会とは別に、地区公民館振興協力会の役員及び会員で構成される「振興協力会の会議」を置き、社会教育法第 22 条に規定する事業の実施に関することや公民館の施設や設備の維持管理に関することなどを審議、決定（〇〇地区公民館振興協力会会則）

本市の「地域づくり活動協議会」は金沢市の「公民館振興協力会」に、本市の「公民館運営推進委員会」は金沢市の「公民館運営審議会」に対応するものと見ることができます。

3 施設整備課題 1 小学校区1公民館の原点に立ち戻ろう

(1) 1小学校区1公民館は、難しい課題か 迅速な整備のための方法論

高崎市公民館体制の特長であり、全国に誇れる体制である原則1小学校区1公民館体制を全市的に早急に整備・確立すると共に、設置年が古いために老朽化し耐震上問題のある館等の施設更新が強く求められています。なお、施設整備にあたっては、旧・群馬町地区の地区館整備の前例に習い、可能な限り現有施設の更新、施設替えて対応されることが現実的です。

具体的には、以下を検討されることを期待します。

- ① **高崎地域** 老朽化し耐震上問題のある館等の施設更新：南八幡地区館等
人口がなお増えている佐野地区、東部地区での第2地区館検討
- ② **倉淵地域** 小学校統合に伴い1館体制とし、小栗の里整備事業で整備
- ③ **群馬地域** 桜山校区公民館新設
- ④ **新町地域** 新町第2（駅南地区）公民館（南コミュニティセンターの施設替え等）
- ⑤ **箕郷地域** 現箕郷公民館は箕輪地区館とし、車郷校区、箕郷東校区内に地区館整備
各1館が原則だが、地域の事情に十分配慮して段階を踏むこと。
- ⑥ **榛名地域** 下里見地区に続き、第1ステップとして、室田地区(三つの小学校区に一つ)、
久留馬地区(二つの小学校区に一つ)に各1館整備(大字会館等の施設替え)
現榛名公民館は里見地区館とすることが考えられる。
- ⑦ **吉井地域** 7小学校区があるが、第1ステップとして、以下が想定される。
現吉井公民館：吉井校区・多胡校区対応
吉井西部コミュニティセンターの施設替え：吉井西校区・岩平校区対応
吉井町コミュニティセンターの施設替え：入野校区
旧馬庭幼稚園の施設替え：馬庭校区
旧南陽台幼稚園の施設替え：南陽台校区

(2) 中央公民館の役割と整備の方向性

①基本的な考え方

中央公民館は、従来、二つの異なる機能を同時に果たしてきました。

一つは、中央公民館固有の機能と言える各地区館への指導・助言及び管理で、地区館の館長・主事・公民館運営推進委員等への研修、個々の地区館では実施が難しい全市的

事業ないし試験的事業の実施です。この機能は、中央公民館の施設更新に伴い一層強化されることが望まれます。

二つは、中央地区の地区館の代替事業で、この代替機能は一部なお維持されていますが、南、東、城址、北の各地区館が整備されたことを踏まえ、中央公民館の施設更新にあたっては原則不要の立場に立つ決断が必要と見られます。

②中央公民館の施設更新課題

基本的な考え方に示したとおり、本来機能（各地区館への指導・助言及び管理、地区館の館長・主事・公民館運営推進委員等への研修、個々の地区館では実施が難しい全市的事業ないし試験的事業の実施）の強化更新にふさわしい施設規模、立地、施設更新が望まれます。

その観点に立てば、全市的規模での関係者の集まりが可能な立地と施設内容が不可欠となります。そのための関係部局の十分な意見調整が求められます。

立地としては、現地での建替えが第1案と見られますが、文化会館・少年科学館が必要とする駐車場の確保等を考慮すれば、必ずしも現地建替えに拘泥する必要はありません。

例えば、東小学校隣接地なども、駐車場確保の観点からも検討の余地があります。

逆に、高崎市美術館や南公民館の利用実態、前橋市中央公民館のあり方などを参考とすれば、中心市街地では公共交通と施設外の公共駐車場を意識し、高崎駅西口周辺のビル等に中央公民館を設置することも想定されます。

平成24年3月12日

高崎市公民館運営審議会
会長 熊倉 浩靖 様

高崎市公民館連絡協議会
会長 中曽根 史一

平成23・24年度高崎市公民館運営審議会への諮問について

このことについて、社会教育法第29条第2項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

高崎市生涯学習推進計画を踏まえ、地域の拠点施設として、心豊かな活力ある地域づくり・人づくりを進め、地域力を高めることができる公民館のあり方について

2 諮問理由

私たちを取り巻く環境は、少子高齢・人口減少社会の到来、環境問題の進行、安心・安全に対する意識の高まり、グローバル化の進展等の大きな変化を続けています。そして、私たちの日々の暮らしにおいても、都市化の進展や価値観の多様化とともに地域社会の連帯感の希薄化や活力の低下が指摘されています。

このような急激な社会変化への対応や一人ひとりの生きがいの追及、そして地域社会の力を高めていくことが求められる中、「地域力を育む生涯学習社会の創造」を基本理念とした新・高崎市生涯学習推進計画が平成20年3月に策定されました。また、私たちの生活そのものを支え、地域の課題を解決していく力、すなわち地域力を高めていくための活動のてびきが平成22年3月に作成されました。

いま公民館には地域の拠点施設として、安全や環境、人権、福祉、子育て等の地域の課題に住民自ら気づき、自ら解決していけるようなよりよい地域づくりを支援し、地域力を高めていくことが求められています。そのためには、住民が学習活動を通じて、様々な地域の課題やその解決方法を探ること、地域の歴史や文化、自然、人材等の地域資源を再発見し、その活用の仕方を見出すこと等ができるように、公民館は地域の特色を生かした事業を展開するとともに、コーディネート機能を発揮して地域の人と人とを結びつけることが必要です。

以上のことから、新・高崎市生涯学習推進計画を踏まえ、地域の拠点施設として、心豊かな活力ある地域づくり・人づくりを進め、地域力を高めることができるよう、公民館のあり方を強めていく必要があります。そのための方策についての多面的な意見を求めます。

平成 23・24 年度 高崎市公民館運営審議会実施報告

	開催日時	開催会場	審議内容
第 1 回	平成 23 年 7 月 14 日 (木) 午後 1 時 30 分 ～3 時 30 分	高崎市 中央公民館 第 2 集会室	1 委嘱状交付 2 高崎市公民館長任命に関する臨時意見聴取 3 平成 23 年度 緊急諮問 答申審議
第 2 回	9 月 12 日 (月) 午後 1 時 30 分 ～3 時 30 分	高崎市 中央公民館 第 1 集会室	1 平成 22 年度高崎市公民館事業実績報告・審議 2 平成 23 年度緊急答申に係る事業経過
第 3 回	11 月 18 日(水) 午後 1 時 30 分 ～4 時 00 分	安中市 文化センター	西部ブロック公民館研究集会兼公運審部会研修会 テーマ「地域との絆をつなげる公民館」
第 4 回	平成 24 年 2 月 6 日 (月) 午後 1 時 30 分 ～4 時 30 分	日本原子力研 究開発機構 高崎量子応用 研究所	1 特別講演「放射線と健康」 講師 日本原子力研究所開発機構 研究主席 小林 泰彦 2 照射施設見学
第 5 回	3 月 12 日 (月) 午後 1 時 30 分 ～3 時 30 分	高崎市 中央公民館 第 1 集会室	1 平成 23・24 年度諮問 2 高崎市公民館長任命に関する意見聴取 3 平成 23 年度高崎市公民館事業実績報告・審議
第 6 回	7 月 19 日 (木) 午後 1 時 30 分 ～3 時 30 分	高崎市 中央公民館 第 1 集会室	1 委嘱状交付 学校教育関係者 1 名 社会教育関係者 1 名 学識経験者 1 名 2 平成 23・24 年度答申作成にむけて 3 専門委員会の設置について
第 7 回	9 月 21 日 (金) 午後 1 時 30 分 ～3 時 30 分	高崎市 下里見公民館	1 下里見公民館の現状と課題について意見交換 2 施設見学 2 平成 23・24 年度答申審議
第 8 回	11 月 16 日(水) 午後 1 時 15 分 ～4 時 00 分	藤岡市民 ホール	西部ブロック公民館研究集会兼公運審部会研修会 テーマ「地域文化と人をつなぐ公民館」
第 9 回	平成 25 年 2 月 8 日 (金) 午後 1 時 30 分 ～3 時 30 分	高崎市 中央公民館 第 1 集会室	1 専門委員会での答申作成の経緯説明 2 平成 23・24 年度答申審議
第 10 回 (予定)	3 月 5 日 (火) 午後 1 時 30 分 ～3 時 30 分	高崎市 中央公民館 第 1 集会室	1 高崎市公民館長任命に関する意見聴取 2 平成 23・24 年度答申審議 3 平成 24 年度高崎市公民館事業実績報告・審議

専門委員会実施報告

	開催日時	開催会場	内容
第1回	平成24年 8月3日(金) 午後6時30分～8時	高崎市中央公民館 図書資料室	答申審議
第2回	9月21日(金) 午後3時50分～5時	高崎市 下里見公民館	答申審議
第3回	12月10日(月) 午後6時30分～8時	高崎市中央公民館 図書資料室	答申審議・原案作成
第4回	平成25年 1月25日(金) 午後6時30分～8時	高崎市中央公民館 図書資料室	答申審議・原案校正

委員に関わる公民館行事

開催日	会議・事業	場所
平成23年 9月22日(木)	群馬県公民館連合会 公運審部会総会	高崎市中央公民館
10月21日(金)	高崎市公民館研究集会	高崎市中央公民館
12月2日(金)	第29回群馬県公民館研究集会 兼 公運審部会全体研修会	前橋市中央公民館
平成24年 7月20日(金)	群馬県公民館連合会 公運審部会総会	高崎市中央公民館
11月1日(木)	高崎市公民館研究集会	高崎市中央公民館
11月22日(木)	第30回群馬県公民館研究集会 兼 公運審部会全体研修会	前橋市中央公民館

平成23年度 高崎市公民館運営審議会委員名簿

第1号委員（学校教育の関係者）

No.	氏名	団体・役職等	備考
1	原田 和博	高崎市立倉賀野小学校長	

第2号委員（社会教育の関係者）

2	江原 容子	高崎市地区婦人会連合会書記	
3	岩田 満	高崎市長寿会連合会副会長	
4	小此木 正信	高崎市PTA連合会顧問	
5	樋口 克己	高崎ユネスコ協会副会長	
6	高橋 映二	高崎市区長会会計	
7	荻原 馨	高崎市国際交流協会事業部会	副会長

第3号委員（家庭教育の向上に資する活動を行う者）

8	小屋 美香	育英短期大学准教授	
---	-------	-----------	--

第4号委員（学識経験のある者）

9	熊倉 浩靖	群馬県立女子大学教授 群馬学センター副センター長	会長
10	友岡 邦之	高崎経済大学地域政策学部准教授	
11	吉村 晴子	ガールスカウト日本連盟監事	
12	片貝 喜一郎	市議会総務教育常任委員長	
13	関 正	倉渕地区選任委員	
14	青柳 孝義	箕郷地区選任委員	
15	坂井 義枝	群馬地区選任委員	
16	新井 實	新町地区選任委員	
17	岸 敏郎	榛名地区選任委員	
18	高橋 昌佑	吉井地区選任委員	

第5号委員（公募した市民）

19	櫻井 信治		
20	八木 雅子		

平成24年度 高崎市公民館運営審議会委員名簿

第1号委員（学校教育の関係者）

No.	氏名	団体・役職等	備考
1	宮崎 幸二	高崎市立中川小学校長	

第2号委員（社会教育の関係者）

2	江原 容子	高崎市地区婦人会連合会会計	
3	岩田 満	高崎市長寿会連合会副会長	
4	小此木 正信	高崎市PTA連合会顧問	専門委員
5	樋口 克己	高崎ユネスコ協会副会長	
6	高橋 照男	高崎市区長会会計	
7	荻原 馨	高崎市国際交流協会事業部会	副会長・専門委員

第3号委員（家庭教育の向上に資する活動を行う者）

8	小屋 美香	育英短期大学准教授	専門委員
---	-------	-----------	------

第4号委員（学識経験のある者）

9	熊倉 浩靖	群馬県立女子大学教授 群馬学センター副センター長	会長・専門委員
10	友岡 邦之	高崎経済大学地域政策学部准教授	専門委員
11	吉村 晴子	ガールスカウト日本連盟監事	
12	堀口 順	市議会総務教育常任委員長	
13	関 正	倉淵地区選任委員	
14	青柳 孝義	箕郷地区選任委員	
15	坂井 義枝	群馬地区選任委員	
16	新井 實	新町地区選任委員	
17	岸 敏郎	榛名地区選任委員	
18	高橋 昌佑	吉井地区選任委員	

第5号委員（公募した市民）

19	櫻井 信治		専門委員
20	八木 雅子		専門委員